

Ⅱ ② 一人会派の取扱いについて

検討趣旨	所属議員が一人であっても会派として認めるのかどうか検討する。
現 状	会派とは、同じ政策を持つ議員の集団を指すものであり、原則として、複数の人的構成が要件であることから、現在、京都市会では、二人以上の議員を有する場合に、会派としての結成を認めており、所属議員が一人の場合は、会派とは認めず無所属議員として取り扱っている。
根拠法令	【京都市会会議規則】 第12条 議員は、その所属党会派を議長に届け出なければならない。所属党会派を変更したときもまた同様とする。 【市会運営委員会要綱】 1 議員が会派を結成した場合は、その名称及び所属議員を議長に届け出るものとする。
論 点	所属議員が一人であっても会派として認めるのかどうか。
参 考	【他都市の状況】 ・一人会派の結成を認めている都市（8都市） 札幌市、仙台市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、広島市、北九州市